

日本光学測定機工業会

定 款

平成 1 5 年 4 月 2 5 日制定

平成 1 9 年 5 月 2 2 日改訂

平成 2 3 年 4 月 2 6 日改訂

平成 2 6 年 6 月 1 0 日改訂

平成 3 0 年 3 月 2 3 日改訂

J O M A

日本光学測定機工業会

目 次

第 1 章	総 則	(第 1条～第 4条)	1
第 2 章	会 員	(第 5条～第21条)	1、2、3
第 3 章	役 員	(第22条～第31条)	3、4
第 4 章	会 議	(第32条～第37条)	5
第 5 章	資産及び会計	(第38条～第44条)	6
第 6 章	定款の変更、解散	(第45条～第48条)	6、7
第 7 章	補 則	(第49条～第57条)	7

日本光学測定機工業会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本光学測定機工業会〔(英文名)JAPAN OPTICAL MEASURING INSTRUMENTS MANUFACTURERS' ASSOCIATION〕と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都港区芝公園3丁目5番地8号 機械振興会館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、我が国における光学・測定・画像機器工業の健全な進歩発展と、業界の繁栄に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 1) 光学・測定・画像機器工業の関係事項につき関係官庁、団体に対する業界代表機関としての交渉連絡に関する事項
- 2) 光学・測定・画像機器の品質向上、規格の作成・見直し等に関する事項
- 3) 光学・測定・画像機器工業に関する情報交換、連絡調整に関する事項
- 4) 光学・測定・画像機器工業の調査及び統計の作成に関する事項
- 5) 光学・測定・画像機器工業の広報、宣伝に関する事項
- 6) 展示会、研究会、講演会等の開催に関する事項
- 7) その他本会事業の目的を達成するため必要と認める事項

第2章 会員

第5条 本会の会員は、正会員・賛助会員・特別会員・準賛助会員とし、正会員をもって民法上の社員とする。

第6条 正会員は原則として本会の目的に賛同する光学・測定・画像機器の国内製造業者、外国メーカーの日本法人、外国メーカーの総代理店をもって組織する。

第7条 賛助会員は光学・測定・画像機器の国内関係事業者であつて、本会の目的を理解し、賛同する法人をもって組織する。

第8条 特別会員は、運営委員会と協議の上で定めた活動に賛同した光学・測定・画像機器に関連する団体および個人をもって組織する。

第9条 準賛助会員は本会の目的を理解し、これに協力する法人で、本会主催の展示会に出展した法人で、資格は展示会開催月から1.5年間の一回のみとする。その後、再度の準賛助会員への入会は認めない。

(入 会)

第10条 本会の正会員、賛助会員、特別会員になろうとする者は別に定める入会申込書を提出し2章6, 7, 8条の条件を見たしているかを運営委員会での審査承認をへなければならない。

(会員の権利)

第11条 正会員は本会对し下記の権利を有する。

- 1) 総会に出席してその議決権を行使すること。
- 2) 本会の業務及び経理状況について役員の説明を求めること。
- 3) 本会の業務に関し意見を述べること。
- 4) 本会の記録参考の閲覧を求めること。
- 5) 本会解散のとき残余財産のある場合はその配分を受けること。
- 6) 生産・出荷の集計データを取得できること
- 7) 本会の事業のすべてに参加できる。

第12条 賛助会員は本会对し下記の権利を有する。

- 1) 本会の業務及び経理状況について役員の説明を求めること。
- 2) 本会の業務について意見を述べること。
- 3) 生産・出荷データを提出すれば集計データを取得できる。
- 4) 本会の事業に参加できる。

第13条 特別会員は本会对し下記の権利を有する。

- 1) 本会の特別な活動に参加できる。
- 2) 本会の事業に参加できる。

第14条 準賛助会員は本会对し下記の権利を有する。

- 1) 本会が提供する統計資料の一部を取得できる。
- 2) 本会が協賛する展示会等に会員特権が使用できる。

(会員の義務)

第15条 正会員は本会对し下記の義務を有する。

- 1) 定款及び総会の決議事項を遵守すること。
- 2) 本会の事業遂行に協力すること。
- 3) 本会所定の会費を負担すること。
- 4) 生産・出荷のデータを提出する。

第16条 賛助会員は本会に対し下記の義務を有する。

- 1) 定款及び総会の決議事項を遵守すること。
- 2) 本会の事業遂行に協力すること。
- 3) 本会所定の会費を負担する。
- 4) 生産・出荷の集計データを取得する場合はデータを提供する必要がある。

第17条 特別会員は本会に対し下記の義務を有する

- 1) 定款及び総会の決議事項を遵守すること。
- 2) 本会の事業遂行に協力すること。
- 3) 本会所定の会費を負担する。

第18条 準賛助会員は本会に対し下記義務を有する。

- 1) 定款及び総会の決議事項を遵守すること。
- 2) 本会の事業遂行に協力すること。
- 3) 本会主催の展示会に出展すること。

(会 費)

第19条 正会員、賛助会員、特別会員は別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第20条 正会員、賛助会員、特別会員が本会を退会しようとするときは、1ヶ月の予告を以って、別に定める退会届を会長宛て提出しなければならない。

(除 名)

第21条 正会員、賛助会員、特別会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の決議を得て、これを除名することができる。

- 1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- 2) 本会の名誉を著しく毀損し、本会の目的に反する行為をしたとき。
- 3) 会社が解散、又は破産宣告を受けた時。
- 4) 銀行取引停止処分を受けた時。

第22条 前項の規定により正会員、賛助会員、特別会員を除名する場合は、当該会員に予め通知すると共に、除名の決議を行なう総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第23条 正会員、賛助会員、特別会員が第21条の規定によりその資格を喪失した時は、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし履行の義務は、これを免れることができない。

第24条 本会は、正会員、賛助会員、特別会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費、その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

第25条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
理事	若干名
監事	若干名

第26条 理事及び監事は総会において会員中より選出する。

会長及び副会長は理事の互選により選任する。

(職務)

第27条 理事は役員会を構成し、業務の執行を決定する。

会長は、本会を代表し、業務を統轄する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

監事は会計を監査し、又役員会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第28条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第29条 補欠又は増員により選任された役員は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

第30条 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。

(解任)

第31条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員の3分の2以上の決議を得て、当該役員を解任することができる。

- 1) 心身の故障のため職務執行に堪えないと認められたとき。
- 2) 職務上の義務違反その他役員たるに相応しくない行為があると認められるとき。

第32条 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任決議を行なう総会において、当該役員の弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第33条 役員は無報酬とする。ただし常勤の役員については、役員会の同意を得て報酬を支給することができる。

(顧問又は参与)

第34条 本会に顧問又は参与を役員会の同意を得て置くことができる。

第4章 会 議

第35条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 1) 総会は通常総会及び臨時総会とする。
- 2) 通常総会は毎年6月頃に開催する。
- 3) 総会は会長が召集し、その議長を務める。
- 4) 臨時総会は会長が必要と認めた時又は正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時に開催する。
- 5) 役員会は会長が必要と認めた時、または理事2名以上から会議の目的たる事項を示し請求があったときに開催し、会長が議長となる。

第36条 総会の招集は開会の5日前までにその目的である事項を示して正会員に通知する。

但し、緊急必要な事項についてはその限りではない。

第37条 総会は正会員の2分の1以上出席を以って定足数とする。

正会員の2分の1に満たない場合その決議は無効とする。

定足数に達した場合でも出席正会員の過半数の賛成がなければ決定を行なうことができない。

第38条 正会員は総会において各1票の議決権を有する。

第39条 次に掲げる事項は総会において之を議決する。

1. 定款(規約)の変更
2. 収支予算
3. 定款第18条の規定による会費の徴収方法
4. その他会長が必要と認める事項

第40条 会長は通常総会において次の書類を提出し、業務の状況を報告して、その承認を求める。

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 収支決算書

第5章 資産及び会計

第41条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 財産目録に記載された財産
2. 会費収入
3. 寄付金
4. 資産から生じる収入
5. 事業に伴う収入
6. その他

(資産の管理)

第42条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は役員会の議決による。

(経費の支弁)

第43条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(特別会計)

第45条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の決議を得て、特別会計を設けることができる。

第46条 前項の特別会計に係わる経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第47条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積立又は翌事業年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において正会員総数4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。

(解 散)

第49条 本会は民法第68条第1項第2号から4号まで及び第2項の規定に基づき解散する。

第50条 本会は、民法第68条第2項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において正会員総数4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第51条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において正会員総数4分の3以上の議決を得て処分しなければならない。

第7章 補 則

第52条 本会は、その主たる事業所に、民法第51条に規定するもののほか、次にあげる書類を備えなければならない。

1. 定款
2. 理事及び監事の氏名住所等
3. 行政庁の許認可を必要とする事業を行なう場合は、その許認可を受けていることを証する書類
4. 資産及び負債の状況を示す書類
5. 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

第53条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

第54条 委員会は、その目的とする事項について、調査、研究又は審議する。

第55条 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は運営会議の議決を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第56条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

第57条 事務局には、事務局長及び所要の所員を置く。

第58条 事務局長は役員会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は会長が任命する。

第59条 事務局長は役員会に出席して意見を述べることができる。

(実施細則)

第60条 この定款に関して必要な事項は、役員会の議決を得て、会長が別に定める。